

「令和４年度香川県大学生等奨学金」の 予約募集を開始します

香川県では、意欲や能力が高いにもかかわらず、経済的な理由で大学等へ進学することが困難な人を支援するために奨学金の貸付けを行っています。

この度、令和４年４月に大学等へ進学予定の人を対象に、予約募集を開始します。

なお、募集概要は次のとおりです。詳細については、「令和４年度 香川県大学生等奨学金 募集要項」をご確認ください。

募集期間	・ 令和３年５月２８日（金）～７月３０日（金） ※ 学校への提出期限は、６月３０日（水）です。
対象者	・ 令和４年４月に大学、短期大学、大学院、専修学校（専門課程）、高等専門学校（第４、５学年及び専攻科）へ入学、進級を予定していること。 ・ 保護者等が県内に住所を有すること。 ・ 高等学校等での成績が優秀であること（高校３年生の場合、第１～２学年までの学習成績の評定平均値が３．５以上）。 ・ 保護者等の収入から算出する金額（認定所得）が県の定める基準以下であること。 ・ 香川県看護学生修学資金貸付条例、香川県獣医学生修学資金貸付条例、香川県医学生修学資金貸付条例、母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸付けを受けていないこと。
貸付金額	※他の奨学金との併給状況や進学先などにより貸付月額が変わってきます。「令和４年度 香川県大学生等奨学金 募集要項」を確認してください。
貸付期間	・ 標準修業期間（大学４年、医学部６年など）
利息	・ 無利息
返還期間	・ 借入総額に応じて貸付期間の３～４倍程度（最長２０年）
連帯債務者等	・ 連帯債務者１人（保護者等）、連帯保証人１人が必要です。
募集人員	・ 県内で１００人程度を募集します。
申込み	・ 学校を経由して申し込むことになります。 ・ 独立行政法人日本学生支援機構の給付型、第一種（無利息）及び第二種（有利息）奨学金との併給は可能です。

特色	・ 若者の地元定着の促進 <table border="1" data-bbox="419 246 1382 864"> <tr> <td data-bbox="419 246 568 566">内 容</td><td data-bbox="568 246 1382 566"> 卒業後、県内で居住、就業し、一定の条件を満たした場合に、返還額の一部（15,000 円×貸付月数分）を免除します。 さらに、県内の大学等に入学、進級し、10,000 円を加算した貸付月額を選択された方は、上記の免除条件に該当した場合には、加算した額（10,000 円×貸付月数分）も免除になります。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="419 566 568 667">条 件</td><td data-bbox="568 566 1382 667"> 卒業後３年以内に県内で居住、就業し、引き続き３年間経過していること。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="419 667 568 864">具体例</td><td data-bbox="568 667 1382 864"> 県内企業に就職、県外企業の県内支店に就職、 県内で自営業を営む → 就業形態に応じて就業証明書、確定申告書などでの確認が必要になります。 </td></tr> </table> ・ 多子世帯への配慮 <table border="1" data-bbox="419 936 1382 1173"> <tr> <td data-bbox="419 936 568 1037">内 容</td><td data-bbox="568 936 1382 1037"> 就学中又は就学前の子が３人以上いる世帯には、認定所得の算出に配慮します。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="419 1037 568 1173">取扱い</td><td data-bbox="568 1037 1382 1173"> 世帯の収入から認定所得を算定する際に、就学中又は就学前の子が２人を超える世帯については、その超える１人につき一定金額を特別に控除します。 </td></tr> </table>	内 容	卒業後、県内で居住、就業し、一定の条件を満たした場合に、返還額の一部（15,000 円×貸付月数分）を免除します。 さらに、県内の大学等に入学、進級し、10,000 円を加算した貸付月額を選択された方は、上記の免除条件に該当した場合には、加算した額（10,000 円×貸付月数分）も免除になります。	条 件	卒業後３年以内に県内で居住、就業し、引き続き３年間経過していること。	具体例	県内企業に就職、県外企業の県内支店に就職、 県内で自営業を営む → 就業形態に応じて就業証明書、確定申告書などでの確認が必要になります。	内 容	就学中又は就学前の子が３人以上いる世帯には、認定所得の算出に配慮します。	取扱い	世帯の収入から認定所得を算定する際に、就学中又は就学前の子が２人を超える世帯については、その超える１人につき一定金額を特別に控除します。
内 容	卒業後、県内で居住、就業し、一定の条件を満たした場合に、返還額の一部（15,000 円×貸付月数分）を免除します。 さらに、県内の大学等に入学、進級し、10,000 円を加算した貸付月額を選択された方は、上記の免除条件に該当した場合には、加算した額（10,000 円×貸付月数分）も免除になります。										
条 件	卒業後３年以内に県内で居住、就業し、引き続き３年間経過していること。										
具体例	県内企業に就職、県外企業の県内支店に就職、 県内で自営業を営む → 就業形態に応じて就業証明書、確定申告書などでの確認が必要になります。										
内 容	就学中又は就学前の子が３人以上いる世帯には、認定所得の算出に配慮します。										
取扱い	世帯の収入から認定所得を算定する際に、就学中又は就学前の子が２人を超える世帯については、その超える１人につき一定金額を特別に控除します。										